

平成26年第4回定例会議事日程（第2号）

平成26年12月5日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第68号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第69号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第70号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第74号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第75号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第76号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第77号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第78号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第79号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

平成26年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成26年12月 5 日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月 5 日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 是石 直哉 6 番 丸谷 一秋
 2 番 山本 定生 7 番 今津 時長
 3 番 太田 文則 8 番 是石 利彦
 4 番 梅津 義信 9 番 若山 征洋
 5 番 横川 清一 10番 花畑 明
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	友田 博文
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

では、ただいまから議会運営委員会並びに議会全員協議会開催のため、暫時休憩をいたします。なお、再開は午前10時30分といたします。議員の皆さんは、本日配付された議案書、補正予算書をお持ちになり、委員会室に御参集をください。

なお、議会運営委員会でない方につきましては、隣の部屋で待機をされてください。お願いいたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時21分再開

○議長（花畑 明君） それでは、時間前ではありますが、休憩前に引き続き再開をいたしたいと思えます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石直哉議員、太田文則議員の2名を指名いたします。

----- . ----- . -----

日程第2. 議案第68号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第68号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

ページ2ページをごらん願います。別表中の下でございますが、子育て支援指導員の月額報酬の改正でございまして、子育て支援の補助を行っております臨時職員との賃金との均衡を図るための見直しでございます。

45番のところでございます。「12万6,000円」を「14万1,000円」と改正するものでございます。次は、46番、放課後児童支援員、月額「12万9,000円」でございます。

平成27年度から放課後児童健全育成事業の運営を委託から直営にいたすもので、その支援員の報酬でございます。次は、47番でございます。主任介護支援専門員「22万5,000円」。48番でございます。介護支援専門員を「20万円」を「21万5,000円」に。49番、保健師「22万5,000円」。50番、看護師「22万5,000円」でございます。保健師、看護師につきましては、平成27年度から介護保険制度の改正に伴う必要な人材を確保するものでございます。

なお、保健師、看護師につきましては、認知症地域支援推進員と生活支援コーディネーターを想定しております。

次に、資料ナンバー1のページ1ページをごらんください。新しく挿入されたものが「放課後児童支援員」、46番でございます。そして、47番、主任介護支援専門員、49番、保健師、50番、看護師となっております。下線のところが改正の箇所でございます。

なお、新規に4つの職名が加わりましたので、番号が繰り下がっております。「46番」の社会福祉士が「51番」、「47番」の介護支援専門員が「48番」、「48番」、管理栄養士が「52番」、「49番」、埋蔵文化財発掘調査員が「53番」、「50番」の国民保護協議会の委員が「54番」、「51番」、埋火葬許可等交付業務委託員が「55番」、「52番」の附属委員が「56番」、「53番」のその他の非常勤の特別職が「57番」へと番号が繰り下がっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっておりますので、また質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今説明を受けましたが、46番、放課後児童支援員、これ委託から直轄とするという説明でしたんですが、なぜそうなったのかということと、この保健師と看護師、これを直営でやられるみたいな説明をされたんですが、これは委託とかできないのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

放課後児童支援員でございますが、先ほど御説明したとおり、来年度から委託から直営にいたすものでございます。理由といたしましては、現在、委託先でございます積み木の会の委託が24年から26年となっております。引き続きお願いということで交渉しておりましたが、今年

度限りで、この事業を廃止するという事で御返答をいただいております。

なお、町内の社会福祉法人、保育園等を経営してところが2園ございますが、そういうところにも受託のお願いに行ったわけでございますが、法人の都合により、受託ができない回答をいただいております。この事業を継続するには、あと直営しかないということで、直営ということに判断しております。

そして、先ほどのもう一点でございますが、保健師、看護師でございますが、この分につきましては、地域包括支援センターの中の嘱託職員ということで、これも直営ということになっておりますので、こういうふうにご上程させていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました49番、保健師、50番、看護師のほうはよくわかったんですが、46番、放課後児童支援員のほうですが、積み木の会さんが何かおやめになるということは、直営ですと、直轄でやるということは、新規で全員雇うという形になるんですよね。もちろん、ここに給料表がありますから、ちゅう話よね。全員新規で雇う人で運営をするよね、その放課後保育を。違うのかな。そういう話じゃないんか。

○議長（花畑 明君） じゃ、座ってください。答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

1クラス40名に対して2名の支援員が必要でございまして、町が直接雇用するということになります。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 担当課長、今、的を射てなかった。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町が新規に雇って運営するという事でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございせんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今の説明というか、答弁じゃ、何かようわからん。1クラス40名で、1クラス、それに2名というのはわかったんですが、1クラスじゃないでしょう。

2クラスか、3クラスあるんでしょう。何名を想定してるのかちゅうことを言うべきと思うんです。さっきの山本さんの質問にはですね。何か細切れの答弁ばかりやから、総括してください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） ただいま定員80名でございますので、4名の方を採用するように予定をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） この場合では違うんでしょうけど、例えば12万9,000円というほかの金額も上がりましたんですが、どういう計算でそういうのが出たんでしょうか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

放課後児童支援員でございますが、さきの9月の議会で御審議いただきました吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例10条でございますが、いろんな資格がある方というふうになっております。今保育園の保育士さんの単価が929円でございますが、それに年間の勤務時間を掛けたところ約1,660時間となりまして、これを12で割ったら月当たり12万8,512円となりますので、12万9,000円といたしております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。ちょっと今、1,660時間とか、そういう具体的な数字が出てきたのでお聞きしたいんですが、大体この方は何時間ぐらい労働で、何日ぐらいなんですか、今やられている方々は、今ちゅうか、この方々をどれぐらいの時間、1日拘束して、どれぐらいの日数を働くぐらいの感覚で一応予定をされているんでしょうか。

それと、9月議会という話をされたんですが、たしか前回の議会か何かは4年生、5年生、6年生も、また放課後保育で受け入れるような話もお聞きしとったんですが、その分は、今回は想定はしてないんですか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

通常学校授業日のときは1時から6時まで、土曜日は8時から5時または9時から18時まで、学校休業日のときは8時から17時または9時から18時と想定をしております。

なお、放課後児童の4年生からという分でございますが、教室等の確保がございませんで、今、今度新しい施設のいわゆる基本設計に移らせていただいておりますが、その建物ができた後に、またそういう高学年の分の募集をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第69号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第69号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第69号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

ページ4ページをごらん願います。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴うものでございます。

第2条第1号中の改正でございます。本条例に引用されております「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められましたので、本条例がこの法律を引用しておりますので、それに伴う改正でございます。

同条第2号中の改正は、「配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令第25条」を「法第6条第2項」に改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成26年10月1日から適用するものでございます。

資料ナンバー1のページ2ページをごらんいただきます。下線が改正の箇所でございます。御審議方よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと、るる説明を受けました。これは法改正に伴う吉富町の条例改正とお聞きしましたが、町独自で改正部分とか、何かそういうのがありましたら御説明願います。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 法律に基づく改正のみでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 本案は法改正ということで、町独自の改正ではございませんが、今まで母子家庭の人と父子家庭、父子家庭に関してはなかなか厳しい世の中だったんですが、こういう条例の改正をもとに、父子家庭にも温かい支援を与えて、子供たちの健全な育成に協力するように求めて賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第70号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第70号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第70号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一

部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

ページ6 ページをごらん願います。本条例に引用されている児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、一部を除き、平成27年1月1日から施行されます。本条例がこの法律を引用しておりますので、それに伴うものでございます。

第13条第2項中の改正でございます。「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、改正後の法律では小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病医療支援について定義が新たに規定されることに伴うもので、厚生労働大臣が指定するものの略称が一部改正法により、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に変更いたすもので、これに伴う改正でございます。

附則、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでございます。

資料ナンバー1のページ3 ページをごらん願います。下線の箇所が改正するところでございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ今、また法改正に伴う改正だと、今お聞きしましたが、こちらも法に基づくものなのか、町独自の部分がないのか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 法律の改正に伴うもののみでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 法律のとおりということですが、法律のほうも、この「第6条の2第3項」から「第6条の2の2第3項」という、このちょっとよくわからないのが一つ入るか入らないかという話なんです、これは法律がこちらに変わったのか、それとも以前からこちらであって、うちの条例のほうがおかしかったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

引用の法律が「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改正させるものでございまして、法律により変わったところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第

3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第71号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第5、議案第71号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第71号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

ページ8ページをごらん願います。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されております。平成27年1月1日から被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金の金額が見直されるため、本条例もそれに伴い改正するものでございます。

第6条第1項中の改正でございます。「39万円」を「40万4,000円」に改正するものでございます。

附則、第1項、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置としまして、2項、施行日前に出産した被保険者に係る吉富町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

資料ナンバー1のページ4ページをごらん願います。下線の箇所が改正の箇所でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありますか。山本

議員。

○議員（２番 山本 定生君） 今これもまた説明を受けたわけですが、これはまた法改正に伴う形だと思いますが、町独自の部分、独自の改正部分とかがありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 法律の改正に伴うのみでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） これは法律のとおりということで、それは問題ないんですが、吉富町の場合、全国に漏れず少子化、そして人口減、人口１万人と掲げてながら７，０００人を切ってる吉富町です。これ吉富町独自で、例えば５０万だとか１００万だとかいう、そういう議論は行わなかったんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

国民健康保険が支給する出産育児一時金でございますが、この部分については法どおりということございまして、先ほどの、また別の議論となると思います。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（８番 是石 利彦君） 今の答弁、先ほどの同僚議員の質問は、そういう議論があったのかどうかちゅうことを聞いたんだろうと思うんですが、あったのかなかったのかちゅうことは言えませんか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） あくまでも吉富町国民健康保険から支給いたす出産育児一時金につきましては、やはり法どおりの金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第７１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第７１号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。先に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど質問で行ったような、今現在、少子化、吉富町は人口減です。その中で、法律どおりと言いながらも、こういうふうに金額が上がることは大変好ましいと思います。

ただ、ここに、これ以外にも吉富町独自で制度を設けますとか、そういうのも一緒に議論しましたよという言葉が本当は欲しかったんですが、とりあえずこの件については、少しでも1人でも子供がふえてくれることを祈って賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第72号 吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第6、議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

10ページをごらんください。第3条第1号中、「以下「令」という。」を「以下「施行令」という。」に、「第7条第8号」を「第7条第11号」に改めるものであります。

この条例の改正につきましては、道路法施行令が改正されたことに伴い、道路占用物件に食事施設、発電施設等が追加されるなど、占用物件について定めた第7条各号が追加変更になっております。

資料ナンバー1の5ページをごらんください。下線部分が今回の改正でございます。

本町の条例においても、これらの号を引用した規定があります。改正に伴う号ずれが生じたこ

とから、所要の改正を行い、法律との整合を図るため、今回御提案を申し上げるものであります。よろしく御審議、御議決方お願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらも、先ほどからと続いたように、法改正に伴う改正とお聞きしました。法以外の吉富町独自の部分などがありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回の改正につきましては、法改正に伴うものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらは今回、この道路施行令、そういう文面の変更が主だったと思うんですね。あとその他はトンネルの部分ですから、吉富町にないですから関係ないんですが、ちょっとちなみにお聞きしたいんですが、この看板もたしかあれ有料なんですね。あれ吉富町で大体どれぐらいあるのか、ちょっとその辺が今わかれば、それと旗ざおというのがあって、私、これは知らなかったんですが、旗ざお、祭礼のときの看板もということなんですが、こういうのもよく毎日のように掲げてますけど、こういうのも徴収されてるのか、ちょっとその辺がわからなかったのもので、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、看板につきましては、ちょっと手元に資料がございません。ちょっと正確な資料はわかりませんが、旗ざおにつきましては、この道路占用条例のように道路上に設置するものでありまして、通常の旗ざおについては道路を占用してる物件ではございませんので、それについては適用されません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定をいたしま

した。

日程第7. 議案第73号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（花畑 明君） 日程第7、議案第73号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

まず、補正予算書の1ページ。

歳入の2ページ、3ページ。

歳出の4ページ、5ページ。

6ページの「第2表 債務負担行為補正」。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、ちょっとフライングごみしました。債務負担行為補正で、一般廃棄物収集運搬業務委託事業というのがございますが、こちらについてちょっと詳しい説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 一般廃棄物収集運搬業務委託事業に伴います債務負担行為の設定につきまして説明をさせていただきます。

一般廃棄物とは、吉富町の一般家庭から排出されますごみのことでございます。現在の一般家庭から出ますごみの収集運搬となります一般廃棄物収集運搬業務委託事業の委託契約期間が平成27年3月31日までとなっております。そのために、今年度中に27年4月1日からの新規の契約を締結する必要がありますので、債務負担行為の設定をさせていただくわけでございます。

債務負担行為の期間は、平成26年度から29年度までとしております。平成26年度は、入札契約を行い、予算の支出はありません。実際の収集業務につきましては、平成27年度から29年度の3年間となります。収集運搬業務の習得は時間を要することとなりますので、熟知と効率性から複数年の契約としております。債務負担の限度額は6,055万5,000円となっております。

なお、議決をいただいた後には、平成27年1月中に入札を行い、契約後、業者には4月からの収集体制の準備に取りかかってもらいます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ここで聞いていいのか、ちょっとわかりませんが、入札、落札された業者にどれぐらいの頻度で、何というんですか、指導というんですか、現地調査とかをされてるんでしょうか、要するに町民の不便があったとかないとか、これでいいとか悪いとか、そう

いうことはされてるんでしょうか、答えられなかったら別のところで聞きますが。

○議長（花畑 明君） 今答弁すべきものじゃないでしょう。

○議員（8番 是石 利彦君） ちゃんとされよることがわかれば、私、通そうと思いますが、わからんやったらちょっと考えます。

○議長（花畑 明君） ああ、そうですか。じゃ、担当課長どうでしょうか、答弁を。

○住民課長（瀬口 浩君） 今回提案しましたこの債務負担行為の、要するに収集に伴ってのことですか、結局こちらのほうが巡回とか行ってるかということの回答ですか。（「ごめんなさい。いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） それでいいです。どうぞ、是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 一般町民の方が不便があるとかないとか、そういうことが日々、何というんですか、苦情が上がってくるだろうと思うんですが、そういう場合に、その業者と何かこれは改善できるかとかというようなことは常にされてるんだろうと思うんですが、そういうことをやってるかどうかというのを確認したかったんです。全部お任せですか、3年間。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

逐次業者のほうとはそういう連絡を密にしまして、住民からの問題に対しましては迅速に対応しております。

○議員（8番 是石 利彦君） 結構です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと先ほどこの収集業務の内容をお聞きしたんですが、これたしか前は5,000万円だったと思うんですが、それが今回6,000万円になった理由と十分な、今、是石議員も言われてましたように、1月ぐらいに入札すれば十分期間は、その引き継ぎとかもできるということだと思うんですが、ちょっとその辺を確認したいんですけど。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 前回の結局債務負担の当初の限度額につきましては5,730万9,000円を設定しておりまして、そして入札を行いまして、入札結果で、最終的に5,000万の契約変更をしております。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。（「済みません、もう一つ」と呼ぶ者あり）住民課長、答弁を。

○住民課長（瀬口 浩君） 契約以後、その期間があれば十分収集体制の準備は整うと思っております。

○議長（花畑 明君） 次に、7ページ、事項別明細書、総括、歳入をお願いします。

8ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入の9ページ、10ページ、11ページ。山本議員、11ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 11ページです。

○議長（花畑 明君） はい。

○議員（2番 山本 定生君） 11ページ、17款繰入金2項特別会計繰入金、後期高齢者特別会計繰入金ですが、この時期に繰り入れをするちょっと理由というか、中身の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

繰入金は、平成25年度の精算に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。12ページをお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12ページ、雑入、この3つ上がってますが、中学校組合派遣職員等負担金、町村等職員研修助成金、あと県営住宅建替事業一次造成工事費負担金という3つが上がってますので、こちらについてちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 1番目と2番目を御説明をいたします。

まず、吉富町外一市中学校組合派遣職員給与等の負担金ということで20万1,000円を増額計上しております。これにつきましては、中学校組合から一般会計へ受け入れ後、総務管理費からの支出になりますけれども、当初予算で1,098万5,000円を当初予算で計上していたんですけれども、負担金等の増額がございまして、合計で1,118万6,000円の金額になりましたので、その差額分20万1,000円を補正するものであります。ここには中学校組合へ2名の職員を外向させております。その分でございます。

それから、福岡県の町村等職員研修助成金25万7,000円につきましてなんですけれども、これにつきましては福岡県町村等職員研修助成要綱によりまして、町村の職員の啓発及び支出の向上を図って、町村行政の円滑な運営とその進展に資するため、町村が主催し、当該町村等職員を対象としました研修に対しまして福岡県の町村会がその経費の全額または一部を助成するものでございます。

助成対象研修の回数は、当該年度1回を限度に研修終了団体に対しまして経費を助成するもので、上限金額が30万円でございます。それで、系列の町村会と合同でした場合は、その構成町村数に30万円を乗じて計算するようになっております。本町におきましては、平成26年の10月27日に全職員を対象に社会保障・税番号制度に関する研修会を実施しております。その

金額が25万7,000円となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、3番目でございます。

県営住宅建替事業一次造成工事負担金として1,830万円の新規計上でございます。この歳入につきましては、県営住宅直江団地の建て替え用地の一次造成のための費用、これに対する県からの負担金でございます。県との基本協定に基づきまして、町が実施する建て替え用地の一次造成の経費につきまして県が負担することとなっておりますので、造成に係る1,830万円の歳出、これは次の13ページの6目の企画費15節の工事請負費、この1,830万円、これと同額を歳入で予算措置したものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 歳入全般についての御質疑はありませんか。手を挙げんやね。（「挙げてましたよ」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。挙げてます。済みません。

○議長（花畑 明君） 不要な発言はひかえて下さい。

○議員（2番 山本 定生君） はい、わかりました。済みません。ちょっと先ほど町村等職員研修助成金の件ですが、これ全額補助ということで、さっきかかった費用が25万7,000円で、入ってきたのも25万7,000円ということは、全額ということよろしかったでしょうか。

それと、県営事業ですが、これ県営住宅ですよ、ここは。これが吉富町に入ってくるというのがちょっと私にはまだ少し理解できないんですが、これ仮に県からの事業であれば、県が直轄でやるんじゃないかなと思うんですね。

それと、この雑入に入ってくるのもよくわからん。これ14款に入ってくるものじゃないんですか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 最初の質問につきましては、そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今御質問いただいた件ですが、あくまでも県営住宅の用地を造成する一次造成の費用につきましては、吉富町のほうが工事を発注しまして、その後、県のほうからその分に見合う分としてお金が入ってくるという関係で、受け入れを雑入としておるわけでございます。

用地につきましては、建て替え用地と今県営直江住宅、今現在ある住宅と用地は等価交換をする予定になってございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員、いいですか。

○議員（2番 山本 定生君） はい。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では、次に歳出に入ります。

歳出の13ページからお願いします。（「13ページ」と呼ぶ者あり）13ページですね。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2款総務費、総務管理費、5目の財産管理費、この広津和井田共同受信施設組合補助金というものがあるんですが、この内容と説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明申し上げます。

広津和井田共同受信施設組合のテレビの受信施設が今回新築工事を行っております防災倉庫兼書庫にケーブルがちょうどかかる関係で、そのケーブルを移設する費用を本町が助成するというものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。同じところですね。その今説明はよくわかりました。

ただ、済みません。私、この組合というのをちょっと初めて聞いたので、この組合というのはどういう方が入られて、どういう活動をされてるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 広津の方と和井田地区の方で約13名と9名か、だから22名が加入されているようでございます。それで、組合の規約とか、いろいろございますけれども、そういうことでございます。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 名称がそういう共同施設組合なんですけれども、目的がテレビの共同受信施設の円滑な運営と維持管理等を行って、組合員の良好なテレビ共同受信環境を維持することによって生活と文化の向上に寄与するというこの目的で組合が設立されているようでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今説明が難しくなってしまったんですが、要はたしかフォーユー会館の部分にアンテナをつけて、難受信の方に対する配信、いわゆるケーブル配信みたいなやつだと思うんですね、これ。でよかったんですよね。その方たちが対象ですよ、基本的に。違うのかな。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そういう今のやつとは、別なやつですね。

以上です。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 山本議員、3回を超えています。（「ああ、そうですか。質問」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと済みません。じゃ、もうわかりました。8番、企画費の中の報償費、定住化奨励金ですが、こちらのほうのちょっと説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この定住化奨励金として35万4,000円の増額となっているものでございます。これにつきましては、当初予算につきましては概算で金額を上げとったものですが、実際ことしの奨励金が交付初年度となります平成25年に家屋を取得された奨励金の交付対象者が定まったこと、それとあと2年目、3年目になります方の固定資産税の課税で奨励金額が決定したことによりまして当初予算との不足額を今回補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 先ほどのところ、広津和井田共同受信施設、説明を受けますと、今のは防災倉庫が建つので、ケーブルを移設するんだと、それに伴う費用が発生したんだろうと感じたわけです。そうなりますと、ここに組合補助金というのは、何かそれでいいんでしょうか、補助金と言うから何か、補助金ではちょっとなかなか合わん、説明とはちょっと違うような気がしたんですが、ケーブルを建てるためにそこが邪魔になるので、それを負担するとかいうのが正しいのかなと思ったんですが。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そういう意味でございますけども、係る費用は補助をすると、かわって補助をすると、組合が工事をするので、町がそれを補助するという形です。（「全額ですか」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

以上です。

○議長（花畑 明君） 13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また、企画費ですが、工事請負費の県営住宅建替事業一次造成工事費、先ほどもちょっとお聞きしたんですが、こういう県営住宅というのは普通どうなんですか、県が普通造成とか、全部するんじゃないんですか、よその町でも基本的にはこういうようにお金をもらって、先に造成してから県がやるという形なんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

県営住宅の建設の仕方については、いろいろなパターンがあるかと思えます。

ただ、本町の場合、県との基本協定を結んでおりまして、その基本協定の内容につきましては用地を町のほうで確保いたしまして、その後、第一次造成のところまでは町のほうで行ってくださいというふうな形になってございますので、こういった予算計上となっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の17節、公有財産購入費、この土地購入費についてちょっと説明をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

公有財産購入費1,500万円の新規計上でございます。この費用につきましては、先ほども全協等でもお話させていただきましたが、県営住宅の用地として旧橋畔クラブの町有地、その面積では若干狭いということで、その隣地の民間用地ですが、そこを購入いたしまして、一体の土地として建て替え用地として確保するものでございまして、その用地の費用というわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今お聞きしました橋畔クラブの周りの土地を、民間の土地を買うということだったんですが、民間の土地ということは、そこは住宅地か何か、雑種地とか何かそういう土地なんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

購入予定の土地につきましては、現在、農地でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 農地というふうにお聞きしましたが、どうなんですか、自治体が農地というのは買えたんでしたっけ、ちょっとその辺をお聞きしたいことと、ここの農地を買う場合、転用せんと、多分農地ままでは使えないと思うんですが、そのあたりはどうなっているんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 農地ですから、当然転用ということが必要になってきます。手続上ですね。今現在、農振の除外の申請を行っておりまして、その許可がおりた後、用地を購入する手続に入ると思うんですが、それとあわせまして第一次造成のところまでを設計等を行いまして、その後、すぐに農地転用の申請を予定してございます。そういった流れで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石です。その下の電子計算費、7目の19負担金補助及び交付金の社会保障・税番号制度中間サーバー負担金の66万3,000円についての説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

歳入のほうの10ページの2段目にシステム整備費補助金というものが66万3,000円ございます。この社会保障・税番号制度では、中間サーバーのソフトウェアを地方公共団体において共通的に整備することが必要となるもので、国、総務省なんですけども、総務省において一括開発して地方公共団体に配付するというようになっております。

金額の66万3,000円なんですけども、1万人以下の人口につきましては、この66万3,000円と一律の金額が国から補助金となりまして、この設計構築に係る負担金がこの13ページの電子計算費の負担金額、運用経費に係る負担金額なんですけども、同額というふうなことで計上しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 同じ項目で、ということは、今現在、我が町だけではなく、周りの近隣の自治体も同じようなことで国から補助をもらっていると、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） そうでございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど農地の分は3回いきましたので、工事請負費のほうで、ちょっとまだ2問しか言っておきませんので、ちょっと聞きたいんですが、今回の第一次造成工事は、今回購入する予定の農地も入っているという説明を受けましたが、今回工事をするので、まだ農振はかけてないという、農振にまだ申請はしてないという話をちょっとお聞きした、今説明を受けたんですが、農振はこれ確実にとれるという前提なんですか。何かよく今は、農地の農振が何かとれるのが難しいとかよくお聞きするんですが、もう確定を前提でよろしいんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

8月でしたか、8月末に農振の申請に入りました。それから、これまでにいろいろ審議なされているようでございますが、特段の問題もあるとは聞いておりませんので、許可がこのままおられるんじゃないかということを前提にしております。その関係で、あと農転をその後行うんですが、農転を行うに当たりましては、資金的な裏づけ等々も必要になりますので、この時期に予算計上させていただいているわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに13ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） じゃ、続いて14ページに入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 11目防災無線費18節備品購入費498万5,000円ですが、ちょっとこれは金額も大きいので、内容について詳細な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

この備品購入につきましては、アナログの送信設備になります。7月の落雷によりまして、このアナログ送信設備が故障しているというのが判明しました。それで、県の町村会に役場庁舎の付随設備として保険がおりるかどうかが確認をとって、これにもかなり時間を要したんですけども、確認をとり、共済金請求のための書類を提出しております。

それで、県の町村会から国のほうに、国の町村会への請求ということになりますので、県につきましては中間を担うことになって、なかなか細かい資料が後から要求して、その都度必要書類を送付している状況でありました。

それで、7月に落雷を受けているので、早く保険金額を示してくれというふうな催促は行った

んですけども、全国の町村会と県の町村会のほうの連絡がうまくとれなかった関係で、今回の補正予算には歳入金額は計上しておりません。

それで、今損害見積もり金額を、この金額全額を保険金を請求してる状況であります。それで、金額が決まれば、最終になりますけれども、3月の補正で財源内訳の更正を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明ですと、保険適用になれば、この金額は返ってくるということをご前提でよろしいのでしょうか、それとちょっと今説明を受けた落雷で何とかと言われてたんですが、これ備品購入費という説明でよろしいんですかどうなんですか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 備品購入費でいいです。備品購入に落雷が落ちた関係で、こういうふうな形にしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） もう一点、何やったのですかね。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 全額請求してますけども、保険のことですからどうなるかちょっとはっきりお答えはできません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっと聞き漏らしたんですが、防災無線の今簡単に言えば、落雷における修理と考えていいのかなと思いましたが、その間、臨時的に今防災無線は聞かれていると思うんですが、臨時的に対応されているんですか、それ説明ありましたか、もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

このアナログ送信機には1号機と2号機、2つあります。万が一の場合のときのための2号機なんですけども、その2号機が落雷によって壊れましたので、その分です。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと済みません。今のやつで、もう一回、最後確認したいんですが、ということは、修理が終わって万全な体制になっているということよろしいんでしょう

か、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） いえ、保険がおりなければ、まだできません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 15ページに入ります。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 15ページ、社会福祉総務費の中の20番で、難聴補聴器ですか、補聴器の購入費で55万5,000円か、これ上がってるんですけど、これどういうときに利用してるんですか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この分は軽度・中等度難聴児補聴器購入にかかわる助成事業でございまして、両耳の聴力レベルが30デシベル以上、70デシベル未満の難聴児でございまして、18歳未満の方で、身体障害者の手帳の対象とならないレベルの方がいらっしゃいます。今回県のほうで補助メニューができました関係上、ここに新しく計上させていただいております。小学校に入学する前の健診等で、昨年も数名の方がこういうのに該当するんじゃないかというような、そういうデータもいただいておりますので、県のこの補助事業を利用して今回上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） それで、1台幾らぐらいで、対象者がどれぐらい、もし言えるようだったら。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 1台4万3,900円ほどになりまして、それプラスのイヤモールドという部品が9,000円でございます。これに税を掛けて、1人分ということで、両耳の分であれば掛け2になって、想定としては5名分を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 15ページ。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これは初めて私聞いたんですが、これはその方々が自分で購入したものに補助するんじゃなくて、町が買い与えるという形のようなのですが、補聴器というのはなかなか難しいんですね。それで、それに補助するちゅうことはあるんですか、別に。自分で購入して、ちゃんと手続をすれば、その何割かを補助しますよというのものもあるんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まず、身体障害者の指定医師の意見書をもらって、保護者が申

請をします。それには補聴器の事業者の見積もり等をお願いします。その上、審査をして、補聴器業者のほうへ直接助成金を支払うようにしております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） そうじゃなくって、今それは聞いたわけです。多分そういうことだろうと思いましたが、父兄の方が御自分でどこか別のところで買い与えて、それに補助をするというプログラムというか、メニューはあるんでしょうかということです。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 必ず買う前に申請を出していただきます。それには、先ほど御説明をしたとおり、医師の意見書、そういうのは必ず要りますので、買った後に申請というのは、そういう事業ではございません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 同じところを聞きます。歳入のところでは補助メニューで18万4,000円ですか、これ補助メニューを使ってるんですけども、持ち出しがあるということですね。確認です。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

県の補助率が3分の1になっております。

なお、所得制限等を設けまして、市町村民税多額納税者、納税額が46万円以上の世帯は対象外としております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 簡単に言うと、町の自前の支出もあるということですね。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。ちょっと委員会でよかったんですけど、今皆さんが聞かれているので、これ新規事業ですよ、たしか。新規で始まるわけですが、先ほどの答弁の中で、以前は数名の報告があったと説明を受けたんですが、大体何名ぐらい今いらっしゃるんですか、こういう方は。多分把握されてるから、ここに計上されたんだと思うんですが。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まだ小学校就学前の方のそういう、小学校へ上がる前の健診等
がまだ行われておりませんので、そういう数字は把握しておりませんが、過去のデータを参考に
この5件を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 何遍言うても、ちゃんと答えが。ほいじゃ、この機械を買い与え
る、簡単に言えば、それが何年かこうすると、機能が低下とか、もっと耳がひどくなったという
場合があるかと思うんですが、今手帳の対象外の方と言ってましたですね。そういう場合に2度
そういう、もう一度そういうもので買い与えられることが可能なんですか、1回きりなんでしょ
うか、2回もあるとか、そういうことでしょうか。もちろん、専門家のそういうのがあるんでし
ょうけど、専門家の意見があれば2度目も大丈夫ですよちゅうことでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、明快な答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

1回限りとなっております、修理に対する補助等は想定しておりません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに15ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） じゃ、16ページ、17ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 17ページ、児童福祉費の中の6目幼保一体化施設こどもの森費、
この中で賃金、臨時職員等賃金というのがこちらに上がっておりますが、こちらについての詳細
な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

5月26日から産休予定でございました保育士1名が退職したため、4月1日から5月25日
までの間の代替職員ですか、その分が不足したので、計上されております。その日数が36日分、
そして1月から最低基準に伴う必要保育士が1名増となります。その分が1月から3月までの日
数で71日ということで、保育士賃金の単価ですが、7,200円掛けの107日分というこ
とで、77万1,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに17ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 18ページに入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 18ページ、6目あいあいセンター費、こちらの15節工事請負費、その委託料も同じなのですが、こちらのマイナス執行残というか、補正、こちらの分の説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） あいあいセンターの屋根、外壁改修等でございます。8社による入札による執行残でございまして、請負金額が584万4,859円となりましたので、当初いただいております予算から、その分365万5,000円を減額補正させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、たしか1,000万円近いお金だったと思うんですが、それから入札の結果、安くなることは大変よろしいことなんですが、ここあいあいセンターは、たしか何回も何回も何回も私たちが言ってたところですよ。雨漏りしてみたり何だりと、今回こんな安い金額で大丈夫なんですか、また来年工事費が上がってきたりとか、そういうことはないんですか、ちょっとその辺心配なので、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

9月30日に完成を行っておりまして、その後、かなり強い雨が続いた日がございまして、目視確認したところ、雨漏り等はございません。なおかつ、設計監理もきちっと設計業者をお願いしております関係上、そういうものはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 目視と言われたんですが、上に上がってみたりとか、そんなのは大丈夫ですか、ちょっと。

○議長（花畑 明君） もっとしっかりと質疑をして。

○議員（2番 山本 定生君） はい、済みません。ちゃんと上に上がってみたりとかして確認をしたんでしょうか、業者さんに完全にお任せでしょうか、監理されてるということですから、それでよろしいんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

工事中、そして検査もございまして、私もこの体で何回も屋上に上がって、現場の施工状態を見させていただいております。きちっとした工事はされております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 19ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、こちらの中の12節
役務費の土地分筆登記手数料、こちらについて詳細な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明申し上げます。

土地分筆登記手数料240万円につきましては、和井田地区及び小犬丸自治会におきまして、
土地売買並びに住宅の建て替えがきっかけに地区内にて用地の交渉が調い、緊急の自治会要望と
して要望が上げられ、拡幅工事に向けた用地買収に伴う土地分筆並びに登記手数料を今回補正と
して計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ここに資料第2というのがありますが、補正6号、このことだろ
うと思うんですね。10筆とか1筆とか、こうあります。これ詳細の図面というんですか、を示
していただきたいと思います。これじゃちょっとわかりにくいので、たしか全協のときか何かお
願いしたかと思うんですが、ぜひお願いいたします。できますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

詳細な図面ということですが、今回補正予算として計上していただきました。議決をいただい
た後に詳細な測量、それから設計に取りかかる予定にしておりますので、今議会においては詳細
な図面というのは、御提示はできません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） じゃ、大体どれぐらいの道路幅にする計画だとか、そういうのが
わかれば、詳細というか、そういう説明ができますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、お答えいたします。

資料ナンバー2の1番、和井田村中道路につきましては、小学校から旧パチンコ屋へ行く道路
につきましては5メートル、それからちょっと南北に走る道路につきましても5メートル、あと
1カ所につきましては行きどまりの道路でありますので、建築基準法による最低の幅員の4メー

ターで整備を予定しております。

2番につきましては、行きどまりの町道であります。行きどまりの町道でありますので、関係の家屋が数件ございますが、これにつきましても幅員は4メートルで計画しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今お聞きしました和井田のほう、小犬丸のほうは行きどまり道路ということで4メートルなのかなと、和井田のほうというのは、これは防災道路にならないんですか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

先ほど説明をいたしましたように、まず自治会からの緊急要望ということで、幅員の5メートルにつきましては、現在、進捗中の県道吉富港線のボックスカルバートの幅員が5メートルであることから、町道の拡幅については5メートルというふうに設定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の道路橋梁費の道路新設改良費、町道用地買収費、こちらのほうの説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

これにつきましては、先ほどの土地分筆登記手数料に係る資料ナンバー2の①、②の和井田村中、それから小犬丸の道路の改良工事に伴う用地買収費でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの買収費、若干金額が余り思っているよりは余り高くないのでどうなのかなと、ちょっとそれで確認のためお聞きしたんですが、ここ一応確認しておきます。不動産鑑定か何かは行ったんでしょうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

用地買収単価につきましては、従前から宅地については2万円ということの基準単価において用地買収費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに19ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 20ページに入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。20ページ、街路費、こちらの需用費の中で光熱水費と街灯等修繕・新設費とありますので、詳細な説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、光熱水費ですが、これにつきましては町管理の街灯並びに自治会管理の街灯がございます。予算を計上する上で、前年の電気の使用料を参考に当初予算で計上しておりましたが、支出をする状況の中で、月平均の単価が前年よりも5,000円程度増えた関係で、今回増額の補正をするものであります。

また、街灯修繕・新設費につきましては、夏の落雷により器具並びに電球の破損等が発生しました。その取り換えにかなり費用を要しました関係で、今後発生する灯具の新設・修繕等に費用が不足することから、今回補正計上するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その光熱水費が5,000円も上がるというのはちょっと何でなのかなとちょっと若干思うんですが、その新設費の中で、先ほど交換とか言われてましたが、これはもちろんLEDのほうに随時交換してるということですのでよろしいんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、灯具の故障等につきましては、LEDに順次交換しております。ランプ等が壊れた場合には灯具ではなく、ランプの交換をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 20ページ、ほかにございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今のところはまた後で、委員会のほうでお聞きします。

9款消防費9項消防費で非常備消防費、こちらで備品購入費と上がっておりますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

この部分につきましては、今回新築をしております第2分団の詰所に団員が使用しますテーブルと折り畳みパイプ椅子を計上しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 20ページ、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 21ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの4項社会教育費老人センター費で備品購入費、こちらも備品が上がっております、12万5,000円。ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

老人福祉センターの改修工事に伴いまして、改修後の施設に整備いたします机、椅子等の備品購入費の計上であります。これまでに本施設で使用していましたが、改修後につきましても使用できるものについては保管をしております。破損品、老朽品等で、継続して使用することが困難な備品については廃棄等により整理をいたしました。改修後、一新された施設や用途変更した部屋もあることから、竣工後の施設利用に支障を来すことのないように必要な備品を整備するものであります。

備品の内容としましては、机を10台、椅子を25脚、この椅子につきましては折り畳み椅子ではなくて、そのまま重ねて収納する椅子を予定しております。それに伴います椅子の収納台車を1台、それと玄関ホールに設置を予定してあります行事の案内板を1台、それと同じく玄関ホールにそれぞれのパンフレットを置きますパンフレットスタンドを1台、それと1階の湯沸かし室に設置をいたします食器棚を1台、この備品の購入の計上であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、机と椅子というふうにお聞きしました。この椅子が、こちらについては折り畳みではないと言われたので、若干安堵してはいるんですが、ちょっと高齢者が使うという前提ですので、できれば高齢者に配慮したような椅子を手配、多少値段が高くなっても、こういう施設に関してはお年寄りに関して優しいものということを前提に進めていただきたいと思いますが、その辺の検討はしたでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） それにつきましても検討しております。実際の購入、入札に当たっても、再度確認して購入するように予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 21ページ、保健体育費、2目の15節工事請負費、体育館トイ

レ改修費と武道館トイレ改修費と、こうあるんですが、それについて詳細な説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

9月補正で措置をいたしましたトイレ改修工事につきまして、まず、済みません、体育館です。玄関内にスロープを設置しまして、便所、個室の拡大や手すり、スロープの設置など、通常の施設利用や避難所としての利用の際に車椅子利用者でも不便なく利用できますように改修内容を再検討いたしました。そのために、その不足分を補正するものであります。

まず、工事内容につきましては、これは男女共通ですが、出入り口の引き戸をスライド式に変更いたします。出入り口にスロープ、手すりを設置しまして、便器の横の側面に手すりを設置いたします。

それと、天井に換気扇を設置いたします。

それと、男子便所につきましては、現在の掃除用具入れと小便器1台を合体しまして洋式便器ブースに変更いたします。女子トイレにつきましては、現在の個室便器ブース1カ所とシャワー室1カ所を合体しまして、洋式便器ブースに変更いたします。

次に、武道館のトイレ改修であります。9月補正で措置しましたトイレ改修工事につきまして、同じく玄関内のスロープ設置、それと男子便所へは柔道の畳が敷かれております。車椅子でも対応できますように、通路確保のために畳面を1畳分縮小します。それと、便所個室の拡大や手すり、スロープの設置など通常の施設利用や避難所としての利用の際に車椅子利用者でも不便なく利用できるように改修内容を再検討したために、その不足分を補正するものであります。

工事内容につきましては、男女共通で、出入り口の引き戸をスライド式に変更いたします。同じく出入り口にスロープを設置して、便器の横に手すりを設置いたします。

男子便所につきましては、掃除用具入れと個室便器ブースを合体しまして、洋式の便器ブースに変更いたします。女子トイレにつきましては、個室便器ブース3カ所ありますが、うち2カ所を合体しまして洋式便器ブースに変更し、車椅子対応可能とした改修工事を予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ちょっとさっきの老人センターの備品購入のところでちょっと参考までに、現在、机とか椅子など、どれぐらい保有してるんですかね。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 現在の机の在庫の状況につきましては、15台あります。椅子につきましては、全てパイプ椅子で、在庫が53個であります。以下、収納台車、行事案内板、パン

フレットスタンド、食器棚につきましては、在庫はございません。新規に購入いたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。また、体育館のトイレと、この武道館のトイレ、たしか予算措置のときに、これは75万円と70万円の合わせて約150万ぐらいだったんですが、今回のこの分は増額ということでもよかったですか、それを1点と、武道館のトイレですが、武道館のほうは避難所になってるかどうか、ちょっとその確認をさせてください。

以上です。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず、1点目です。9月補正からの改修内容を再検討したための増額であります。

2点目につきましては、武道館も避難所の指定をされております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、体育館のトイレは、たしか前回の答弁のときはスペースが足りないというふうにお聞きしてたんですね。たしかあそこは更衣室と一緒にしている、ちょっとその辺はどういうふうな改善というか、されたのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

体育館の男子トイレにつきましては、現在の掃除用具入れと小便器1台を合体しまして、洋式便器ブースに変更いたします。プールでのシャワールームといいますか、シャワーのスペースにつきましては現状と変更ありません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、体育館のトイレは更衣室云々をさわらないでもできたということでもよかったですか、再度確認です。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） はい、そのとおりです。

以上です。

○議長（花畑 明君） 21ページよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳出全般についての御質疑はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほど質問にも出てましたけど、私、非常に大事なことなので、もう一回聞きたいと思います。それは19ページの2項の17節ですか、町道用地買収費のところですけど、もう一回お願いします。今回は自治体の緊急要望に基づいて防災面からこういうことをしたと、行きどまりの土地もこういう予算措置をしたということで、私の理解は正しいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長、答弁をお願いします。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

今回の用地買収費につきましては、緊急の自治会要望ということで、防災という面ではなく、狭い道路であるから、地区内の道路を拡幅したということの要望であります。

○議長（花畑 明君） 先ほどの答弁で、自治会要望と言いましたね。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい。

○議長（花畑 明君） 言いました。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 行きどまりのところもちゅうことで、さっき聞いたんですけども、そうですと、また言われればお願いします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

○議員（4番 梅津 義信君） はい、ありがとうございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開は、さきに説明をいたしましたように13時40分からといたしたいと思います。

午前11時57分休憩

.....

午後1時40分再開

○議長（花畑 明君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より答弁の訂正があるそうですので、健康福祉課長からお願いします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の中の20節扶助費の軽度・中等度難聴児補聴器購入費の分で、是石議員より回数を聞かれました。当初、「1回限り」とお答えしましたが、耐用年数が5年でありますので、5年を過ぎれば、もう

一度申請ができるようになっております。

以上、訂正させていただきます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長より答弁の補足があるそうですので、お願いします。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 午前中、梅津議員のほうから4メートル未満の町道の拡幅について、ちょっと補足説明をさせていただきます。

先ほど説明しました小犬丸、和井田地区におきましては、所有者の方から自治会のほうへ道路の拡幅ということで提供したいという申し出で、自治会の中でまとまった関係で、町のほうに緊急要望として上がりました。その他の行きどまりの4メートル未満の町道につきましては、その拡幅による事業効果等を検討し、その検討によって整備を進めたいというふうに考えております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（花畑 明君） では、次に22ページの債務負担行為支出予定額等に関する調書をお開きください。給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページまで。以上、補正予算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号はお手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第74号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第74号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書の1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

続いて、次に歳入の6ページをお開きください。

次に、歳出に入ります。7ページ、8ページ。

歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、給与費明細書、9ページまで。

以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第75号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（花畑 明君） 日程第9、議案第75号平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書の1ページをお開きください。

続いて、歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入の6ページ。

続いて、歳出に入ります。7ページ。

歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 大変、先ほどは失礼しました。後期高齢者医療特別会計補正予算ということで、全体にお尋ねしたいのは、吉富町の高齢者、65歳以上ということですが、これ75歳以上になるんですか、方々の人口はふえる傾向だろうと思うんですが、そのふえる傾向が鈍つとるとか、今後4年間、5年間、どのようなふうに捉えたらいいんでしょうか、よろしくどうぞお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 答えさせていただきます。

ただいま現在、後期高齢者医療の該当者が直近で996名いらっしゃいます。先ほど言われたとおり、高齢者の人口、65歳の高齢化率も右肩上がりとなっております。現在の高齢化率でございますが、28.7%となっております。

なお、年度別の推計等は、現在、手持ちにはございませんので、また後ほど答えさせていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） いいですか。

○議員（8番 是石 利彦君） はい。

○議長（花畑 明君） ほかに歳入歳出全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、補正予算書全般についての御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第10. 議案第76号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

について

○議長（花畑 明君） 日程第10、議案第76号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入の2ページ。

歳出の3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、そして歳出。

次に、歳入の6ページを開いてください。

では、歳出に入ります。7ページ。

歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

次に、給与費明細書、8ページ、9ページ、続いて10ページまで。

以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第77号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（花畑 明君） 日程第11、議案第77号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画書、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、続いて4ページ。

次に、5ページをお願いします。補正予算明細書。

次に、給与費明細書、6ページ。

以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第78号 町道路線の変更について

○議長（花畑 明君） 日程第12、議案第78号町道路線の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第78号町道路線の変更について、御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定に基づき、道路路線を変更したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料ナンバー3をごらんください。お手元の資料の赤く示しています路線番号、第121号、小犬丸上区と小犬丸下区をつなぐ道路です。起点が吉富町大字広津282番4地先から終点の吉富町大字小犬丸37番1地先を、起点は同じく吉富町大字広津282番4地先から終点を吉富町大字小犬丸153番1地先までに延伸するものであります。

現在、狹隘道路整備促進事業による町道大市屋敷線の新設延長工事に伴い、終点を変更するものであります。御審議、議決方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。この今回路線変更ということは、ここ防災道路、こちらがある程度見込みができたということでの多分変更だと思うんですね。まだその土地買収だとか、そういうものが一切ないままの変更というのはあり得ないと思いますので、ちょっとその辺のほうを確認いたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在、用地交渉につきましては、ほぼ全員の方に事業の同意をいただいております。ただし、代替地等の交渉がまだ進行中ではありますが、用地買収並びに家屋補償につきましては、税の特別控除を受けるために年明け早々には税務署協議をする関係から、町道認定の議決が必要であることから、今回この議案を上程したような次第であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号町道路線の変更については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13. 議案第79号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（花畑 明君） 日程第13、議案第79号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第79号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について。以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、補正予算案件1件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。提案理由について御説明申し上げます。

議案第79号は、平成26年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,785万4,000円とするものであります。

田辺三菱製薬工場株式会社から、平成26年7月30日に確定申告書の送付を受けました。これにより平成25年12月10日に中間申告により、予定納税されました法人町民税について還付が発生したため、補正するものであります。

本来であれば7月30日に確定申告の送付を受け次第、速やかに還付手続を完了するところを事務怠慢のため、還付手続が4カ月間おくれましたことに田辺三菱製薬工場株式会社に対しまして深くおわびを申し上げます。

また、町の信頼を損なうような事務処理が行われたことに関し、住民の皆様に対しましてもおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないように、職員一同適切な事務処理の徹底に努めます。

以上、本補正予算案について慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） それでは、これからページを追って質疑を行いたいと思います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入、2ページ。

歳出の3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入の6ページをお開きください。

次に、歳出に入ります。

歳出の7ページ。

以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（花畑 明君） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をいたしております。申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

○議長（花畑 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。大変お疲れさまでした。議員の皆さんは、委員会室へすぐにお集まりください。

午後 1 時59分散会
